



はたらく人に選ばれる職場づくり



開催日：令和8年11月26日（木）13時30分～16時50分（受付13時～）

※閉会后 会場参加者限定 講師による無料個別相談会（予約優先）

会場：アンフォーレ1階多目的室（JR東海道本線安城駅 南口徒歩5分 ナビパーク2時間無料）

○講義と公開質疑の3部構成で、採用と定着につながる

「はたらく人に選ばれる職場づくり」の実践のヒントを提供します。

○職場に雇用される人、請負やフリーランス等契約を結ぶ人、

さまざまなはたらく人の雇用や契約の関連法と関連書類は多岐にわたります。

○令和8年10月施行の改正点の他、見落としがちな注意点をわかりやすく解説します。



第1部 13時40分～14時40分

「使用者もはたらく人も知っておきたい労働契約」

愛知県雇用労働相談センター相談員

特定社会保険労務士 岩田 京子（いわた きょうこ）氏

- ・労働契約とは何か？就業規則との関係性と整備の仕方がわかる
- ・契約時のミスマッチを防止して採用と定着につなげる
- ・業務委託契約時の労働者性の判断基準（労基法適用ケース）がわかる
- ・労働条件の明示ルールの変更点と注意点がわかる



はたらく人に選ばれる職場づくりには、労働契約の正しい理解が不可欠です。
令和8年10月からの労働条件明示事項ルール改正のほか、労働契約の法的整理と実務上の留意点をわかりやすく解説します。

第2部 14時50分～15時50分

「パート・有期雇用労働法における不合理性の判断枠組み」

愛知県雇用労働相談センター相談員

特定社会保険労務士 宮田 雅史（みやた まさし）氏

- ・待遇の「性質」・「目的」を踏まえた判断の手法がわかる
- ・正社員人材確保の目的を機能させる方法がわかる
- ・基本給、賞与、退職金、諸手当の具体的判断の例がわかる
- ・格差是正を目的とする就業規則の変更について理解できる



厚労省の不合理待遇禁止指針が改正されました。判例等を踏まえた不合理性判断の考え方を理解することは、待遇の相違に関する説明義務の履行と非正規労働者の納得を得るうえでも、不可欠の前提となります。

第3部 16時～16時30分

「社会保険労務士に聞く公開質疑」

- ・今回の労働講座「はたらく人に選ばれる職場づくり」のテーマについて、
- ・講師2名が 皆様の質問（事前質問＋当日Zoomコメント）にできる限りお答えします
- ※申込みの要望欄に 公開質疑「質問内容」を記載ください（質問者様は匿名表示です）

その他 16時30分～16時50分

「主催・共催者等からのご案内」

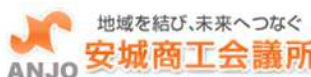
個別の質問・相談は、閉会后16時50分から「講師による無料個別相談会（会場参加者限定）」を行います。
ぜひこの機会にご利用ください（予約優先）。

主催

愛知県西三河県民事務所
産業労働課

共催

安城市、安城商工会議所、愛知県雇用労働相談センター



愛知県雇用労働相談センター
Aichi Employment Consultation Center

